

Ⅲ 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

1 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

- 障害者の地域生活移行を進めながらも、既に可能な限り入所定員数を削減し、現在の入所者の多くが高齢かつ重度者であることを踏まえ、施設入所支援を真に必要としている方のため、障害者支援施設の必要入所定員総数を次のとおり設定します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者支援施設の入所定員	2,174	2,174	2,174

2 指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

- 福祉型障害児入所施設に継続入所する18歳以上の障害者については、障害児入所施設から障害者を退所させることなく支援を継続することや入所児童の適切な処遇等を図るため、本県では平成30(2018)年度に福祉型障害児入所施設の一部を障害者支援施設に転換し、今後も現行の定員を維持していきます。
- 医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関については、療養介護を一体的に運営することにより、入所者の年齢や状態に応じた適切な日中活動を提供していくことを踏まえ、現状と同程度の定員を確保します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型障害児入所施設の入所定員	70	70	70
障害児入所施設から転換した 障害者支援施設の入所定員 ※1	70	70	70
医療型障害児入所施設等の入所定員 ※2	434	434	434

※1 障害児入所施設から転換した障害者支援施設の入所定員については、計画の成果目標である「福祉施設の入所者の地域生活への移行」における施設入所者数の削減対象には含まれません。

※2 医療型障害児入所施設等については、一体的に運営する療養介護と合わせた定員です。